

(国有財産の無償使用)
第二十二條 改正法附則第五条に規定する政令で定める国有財産は、改正法の施行の際に現に専ら独立行政法人国立健康・栄養研究所に使用されている庁舎等(国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法(昭和三十三年法律第百十五号)第二条第二項に規定する庁舎等をいう)とする。
 厚生労働大臣は、独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所の理事長の申請に基づき、独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所に対し、前項の国有財産を無償で使用させることができる。
 (職員の内職期間に関する経過措置)

第二十三條 独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所法附則第四条第三項の規定の適用については、当分の間、同項中「研究所の成立」とあるのは「独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第三十八号)による改正前の第二条の独立行政法人医薬基盤研究所(以下この項において「旧研究所」という)の成立」と、「引き続き旧研究所」とあるのは「引き続き旧研究所」と、「引き続き旧研究所」とあるのは「引き続き旧研究所」と、「引き続き旧研究所」とあるのは「引き続き旧研究所」と、「引き続き旧研究所」とあるのは「引き続き旧研究所」と、「引き続き旧研究所」とあるのは「引き続き旧研究所」とあるのは「旧研究所」とする。

附則

(施行期日)
 1 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(国有財産の無償使用の申請に関する経過措置)
 2 独立行政法人医薬基盤研究所の理事長は、この政令の施行の日前においても、第二十二條第一項の国有財産の無償使用の申請を行うことができる。この場合において、当該申請は、同日において、独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所の理事長がした同条第二項の規定による申請とみなす。

内閣総理大臣 安倍 晋三
 総務大臣 山本 早苗
 財務大臣 麻生 太郎
 文部科学大臣 下村 博文
 厚生労働大臣 塩崎 恭久
 経済産業大臣 宮沢 洋一
 国土交通大臣 太田 昭宏
 環境大臣 望月 義夫

会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令の整理に関する政令をここに公布する。

御名 御璽
 平成二十七年二月四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第三十六号

会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令の整理に関する政令
 内閣は、会社法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第九十号)及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十六年法律第九十一号)の施行に伴い、この政令を制定する。

(医療法施行令の一部改正)

第一条 医療法施行令(昭和二十三年政令第三百二十六号)の一部を次のように改正する。
 第五条の六の表第六百九十五条の二第二項の項及び第六百九十五条の二第二項の項中「株式会社」を「社債発行会社」に改め、同表第八百六十八条第三項の項中「第八百六十八条第三項」を「第八百六十八条第四項」に改める。

(消費生活協同組合法施行令の一部改正)
第二条 消費生活協同組合法施行令(平成十九年政令第三百七十三号)の一部を次のように改正する。
 第十三条中「第六十八条第四項、第六十八条の二第六項及び第六十八条の三第四項」を「第六十八条第五項、第六十八条の二第七項及び第六十八条の三第五項」に改める。
 第十九条第三項を削る。

附則

この政令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十七年五月一日)から施行する。

厚生労働大臣 塩崎 恭久
 内閣総理大臣 安倍 晋三

会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う農林水産省関係政令の整理に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十七年二月四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第三十七号

会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う農林水産省関係政令の整理に関する政令
 内閣は、会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十六年法律第九十一号)の施行に伴い、及び農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)第百十五条第七項の規定に基づき、この政令を制定する。

(農業協同組合法施行令の一部改正)

第一条 農業協同組合法施行令(昭和三十七年政令第二百七十一号)の一部を次のように改正する。
 第一条第一項の表第五十号の二第三項第三号の項中「委員会設置会社」を「監査等委員会設置会社」に改める。
 第三条の八中「第三百八十四条、第三百八十六条及び」を「第三百八十六条第一項(第一号に係る部分に限る。及び第二項(第一号及び第二号に係る部分に限る。並びに)に改め、」同法第三百八十四条中「法務省令」とあるのは「農林水産省令」とを削る。

第二条 農水産業協同組合貯金保険法施行令(昭和四十八年政令第二百一十一号)の一部を次のように改正する。
 第四十一条中「同法第百三十三条第七項」を「同条第七項並びに同法」に、「第八項及び第九項」を「及び第八項から第十項まで」に改める。

(森林組合法施行令の一部改正)

第三条 森林組合法施行令(昭和五十三年政令第二百八十六号)の一部を次のように改正する。
 第八条第一項中「第三百八十四条、第三百八十六条及び」を「第三百八十六条第一項(第一号に係る部分に限る。及び第二項(第一号及び第二号に係る部分に限る。並びに)に改め、」同法第三百八十四条中「法務省令」とあるのは「農林水産省令」とを削る。